

幸手市下水道事業審議会 第2回審議会

次 第

日時 令和6年7月1日（月）
午後2時00分から
場所 幸手市 水道部 会議室

1 開 会

2 議題

- (1) 第1回審議会の振り返り
- (2) 経営戦略とロードマップ
- (3) 流域下水道維持管理負担金の単価改定について
- (4) 県内団体の料金改定状況
- (5) 今後の見通しを基にした使用料改定案

3 連絡事項

4 閉 会

○配布資料

- ①次第（本紙）
- ②資料1 諮問書（写）
- ③資料2 下水道審議会 第2回 議題(1)～(5)資料
- ④資料3 地区別人口データ
- ⑤資料4 幸手市公共下水道計画図
- ⑥資料5 下水道使用料一覧
- ⑦第1回審議会会議録（案）
- ⑧質問用紙（返信用封筒付）

資料 1 諮問書（写）

（下水道事業審議会 諮問 参照）

幸手市下水道事業審議会

第2回審議会

令和6年7月1日（月）午後2時

幸手市 水道部 会議室

目次

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. 第1回審議会の振り返り | P1 |
| 2. 経営戦略とロードマップ | P14 |
| 3. 流域下水道維持管理負担金の単価改定について | P20 |
| 4. 県内団体の料金改定状況 | P23 |
| 5. 今後の見通しを基にした使用料改定案 | P25 |

1. 第1回審議会の振り返り

幸手市公共下水道事業計画図(汚水)

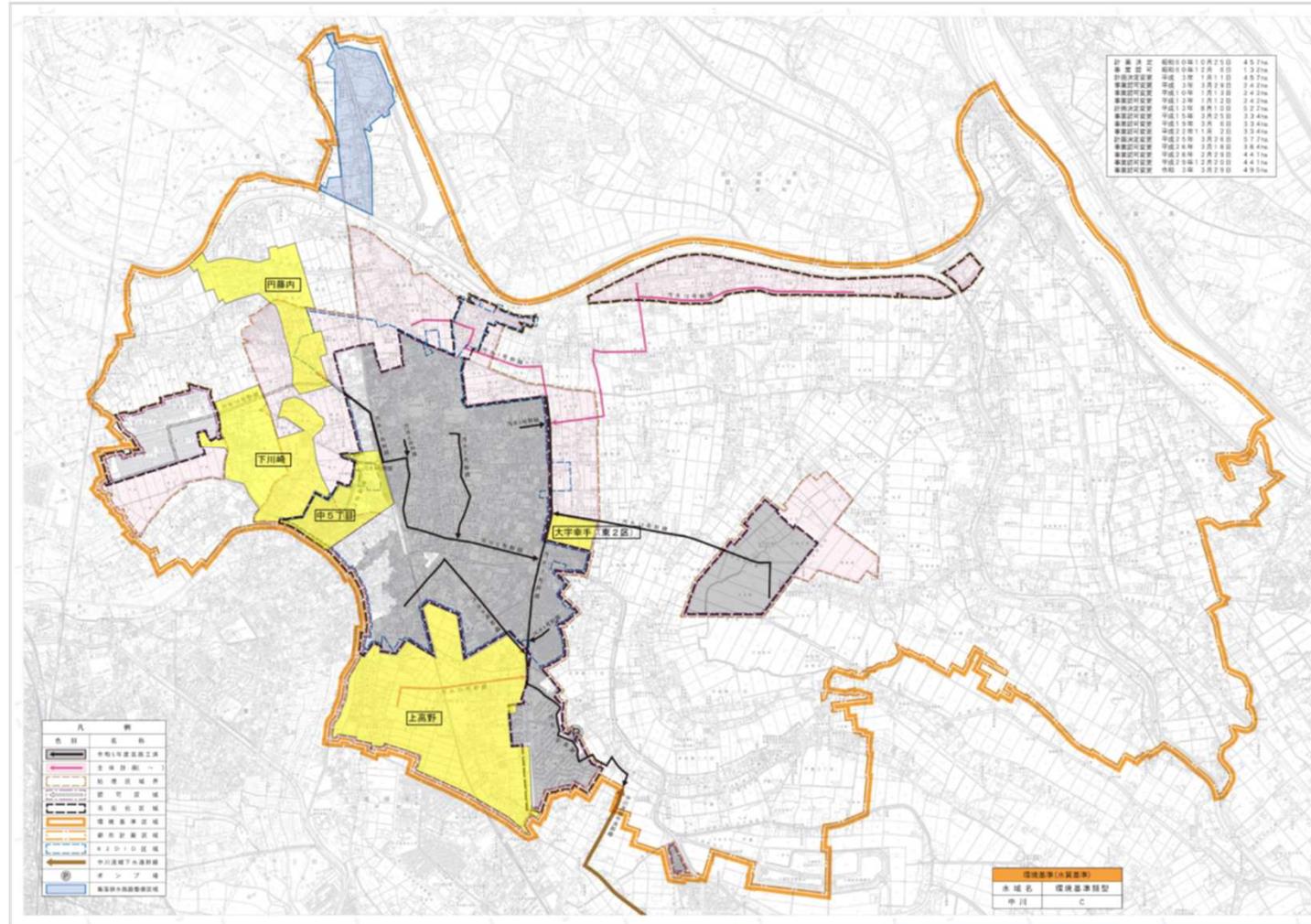
①地区別人口について

令和2年4月1日～令和6年4月1日までの期間において、地区別人口が50人以上増加した地区（黄色表示）

- ・中5丁目
- ・大字下川崎
- ・大字円藤内
- ・大字上高野
- ・大字幸手（東2区）

上記のうち、公共下水道の整備済区域は、中5丁目の東武線から倉松川（大中落悪水路）の間の一部です。

桃色着色区域は、将来の公共下水道計画区域ではあるが、当市では未だ市街化区域の整備を進めているため、公共下水道の整備は未定です。



②これまで料金改定が行われなかった主な要因

ア スケールメリット

幸手市は、昭和60年に整備を開始し、平成3年4月1日から供用を開始したが、その後普及を拡大していくなか、普及拡大期においては、接続人口が増加すること、途中加入者の不公平感への配慮といった要因で使用料の改定を実施していなかった。

今後の大幅な普及拡大は見込めないため、今回使用料改定を検討するに至った。

イ 公費負担が可能な仕組みであること

「雨水公費・汚水私費の原則」

1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般市民におよぶため。

2. 汚水に係る経費 = 下水道使用料

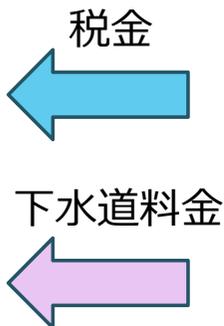
汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「**受益者負担の原則**」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き**使用料**で賄う。

⇒ **過去は赤字が発生しても公費で補える仕組みであった**

㊦市の特別会計から企業会計（独立採算）へ移行のため

平成30年度まで・・・特別会計

幸手市民



令和元年度から・・・企業会計

幸手市民



一般会計	歳入	・・・円
		・・・円
	歳出	・・・円
		・・・円

下水道料金

繰入金



下水道	歳入	・・・円
		・・・円
	歳出	・・・円
		・・・円

貸借対照表

損益計算書

- ①少子高齢化
⇒下水道収入減
- ②施設老朽化
⇒更新費用負担増
- ③市・国の財政悪化
⇒一般会計側の負担が
できなくなる

別の経理に分離して
経営状況を見ることに

1年毎のお金の帳尻が合えば良しとされ、“経営”感覚なし。
決算書からは経営状況が見えにくい状態。

下水道事業があたかも一企業の様に利益や事業継続
を問われる。見える化“経営”感覚が必要になった。

①総括原価方式の考え方

1) ラーメン屋の場合



販売価格				
光熱費	家賃	材料費	人件費	利益

2) 水道事業



水道料金				
光熱費	工事費	企業債償還	人件費	利益

3) 下水道事業（平成30年度まで）



下水道料金				繰入金
光熱費	工事費	企業債償還	人件費	赤字

赤字は繰入金で補填されていたが、令和元年度以降は、企業会計となり、**独立採算の原則が適用されるため、繰入金を減らすことが必要**
(水道事業と同じ考えが求められる)

③前回の振り返り

一般会計からの繰入金

公営企業会計では**一般会計との間で経費負担区分が適正**であることが求められます。

経費負担区分は、総務省の繰出基準に基づいて整理します。

例えば、本市では、合流式下水道に比べて建設コストが割高になる「分流式下水道」を採用していますが、この方式は環境面等でもメリットが大きく公益にも資することから、分流式下水道に要する経費の一部は基準内繰入金として公費による負担がなされています。

しかし、基準内繰入金以外に、本来は**利用者に請求すべき部分**を、一般会計で賄っている基準外繰入金があり、本市では、「**資本的収入・基準外繰入金**」による補填が大きい状況です。

- ①基準内
 - ・分流式に要する経費
 - ・水質規制費
 - ・高度処理費
 - ・臨時財政特例債 等

- ②基準外
 - ・上記に該当しないもの



一般会計繰入金 (繰出基準) 単位：千円

	H30	R1	R2	R3	R4
収益的収入・基準内	160,538	188,953	170,502	160,422	163,781
資本的収入・基準内	51,927	48,642	45,201	43,163	40,720
収益的収入・基準外	0	2,506	0	0	0
資本的収入・基準外	272,783	196,285	238,688	233,731	265,042
基準外繰入金 合計	272,783	198,791	238,688	233,731	265,042
基準内繰入金 合計	212,465	237,595	215,703	203,585	204,501

企業債残高	4,180,027	4,164,601	3,973,783	3,800,248	3,716,347
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

下水道事業の基本的な考え方〈参考〉

1) 独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

2) 受益者負担の原則

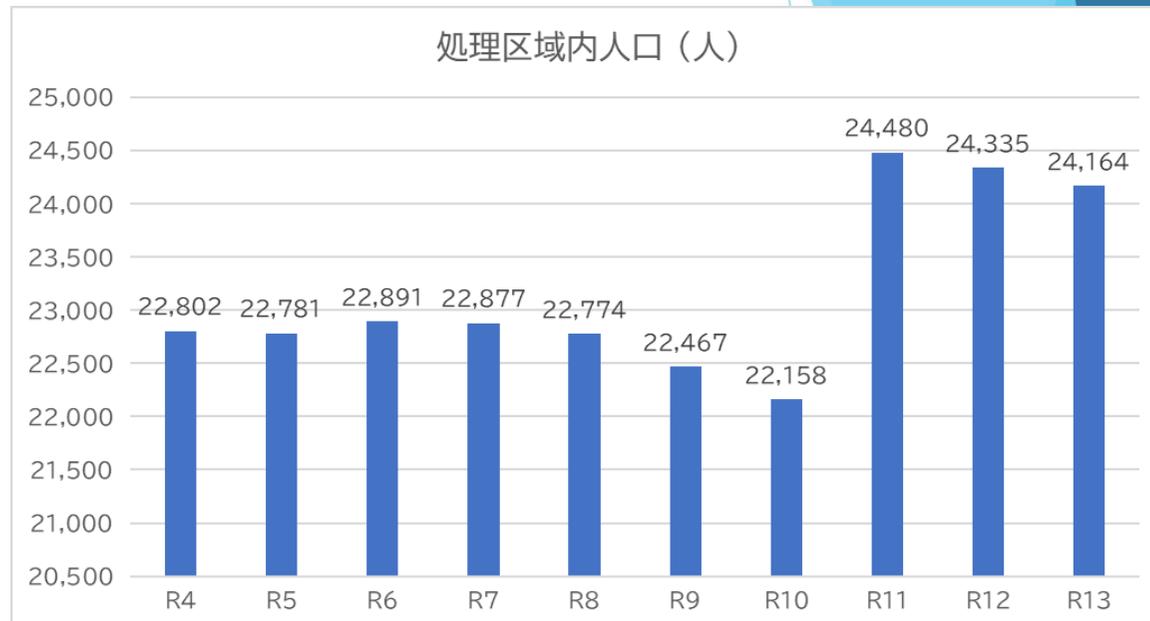
下水道が整備された区域の方しか利用できないため、下水道の建設費を市民の税金でまかなうと、下水道を利用できない区域の住民も負担することになり、不公平が生じる。そこで、**下水道というサービスにより利益を受ける者が、その経費を負担すべき**という原則。

処理区内人口推計〈参考〉

本市の事業計画を基に計画期間内の処理区域内人口を推計しました。

これによると、令和4年度22,802人と10年後の令和13年度24,614人を比較すると、今後香日向地区への幹線管渠整備による事業拡大を見込み、1,812人（7.95%）増加する見通しです。

※令和4年度は決算統計の実績より
以降は本市公共下水道事業 投資・財政計画より算出



※R12時点の将来人口45,251人に対し、処理区域内人口24,335人

- ・下水道を使用できる人 53.8%
- ・下水道を使用できない人 46.2%

◇ 一般会計からの補填は、公共下水道を使用できない約半数の市民が支払った税金の一部を公共下水道に使用していることになり、不公平が生じてしまう。

浄化槽と公共下水道〈参考〉

浄化槽年間維持管理費と公共下水道年間使用料の比較

合併浄化槽（一般住宅）の年間維持管理費

清掃料（年1回）、保守点検（年3回）、法定点検（年1回）、ブロー電気料（浄化槽の中へ空気を送る）などの経費

年間約5万円～7万円（環境省の例示では5万9千円）

幸手市公共下水道の年間使用料（現在）

1,595円/20m³・1か月の場合 年間19,140円

使用料単価 150円の場合

3,000円/20m³・1か月の場合 年間36,000円

※ 使用料の適正化を行ってもなお、浄化槽に係る費用を下回ります。

④使用料単価150円の根拠

下水道使用料の水準(目安)

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図りたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあつては、水道の使用料単価が176円/m³(家庭用使用料3,119円/20m³(家庭用使用料3,075円/20m³・月)(H15決算値)であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/m³(家庭用使用料3,000円/20m³・月)に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高かつ経費回収率の低い事業にあつては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注)汚水処理原価:汚水処理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価:使用料収入を年間有収水量で除したもの

幸手市
1,595円/20m³
81.07円/m³

一般会計繰入金を0円
と仮定した汚水処理原価
263.55円/m³

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1) 経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。

繰入金控除を行わない場合の経費回収率について〈参考〉

	令和4年度	令和5年度
維持管理費	197,783千円	185,307千円
資本費	459,822千円	463,400千円
費用総合計…①	657,605千円	648,707千円
長期前受金戻入分控除 …② (繰入金分を除く)	119,627千円	122,797千円
使用料収入 …③	165,024千円	161,770千円
年間有収水量 …④	2,001,647m ³	1,995,503m ³
使用料単価 (円/m ³) …③/④	82.44円/m ³	81.07円/m ³
汚水処理原価 (円/m ³) …(①-②)/④	268.77円/m ³	263.55円/m ³
経費回収率 (%)	30.67%	30.76%

幸手市・経費回収率 公表値について

	令和4年度	令和5年度
汚水処理原価 (円/m ³)	150.00円/m ³	150.00円/m ³
経費回収率 (%)	54.96%	54.05%

経費回収率の算定にあたっては、総費用から繰入基準額を控除したうえで汚水処理原価を算定し、その数値をもとに経費回収率を計算しています。多くの団体で汚水処理原価が150円/m³となっているのは、この算定方法によるものですが、繰入金を前提とした数値のため、実際に掛かっている原価よりも低く算定されることとなります。

左記計算表は、総務省基準の計算方法を逸脱してしましますが、繰出金を念頭に置かずに、より実態(実感)に近い原価計算を試みたものです。

これによると、汚水処理原価は260~270円/m³程度になり、経費回収率は30%付近が算出されます。

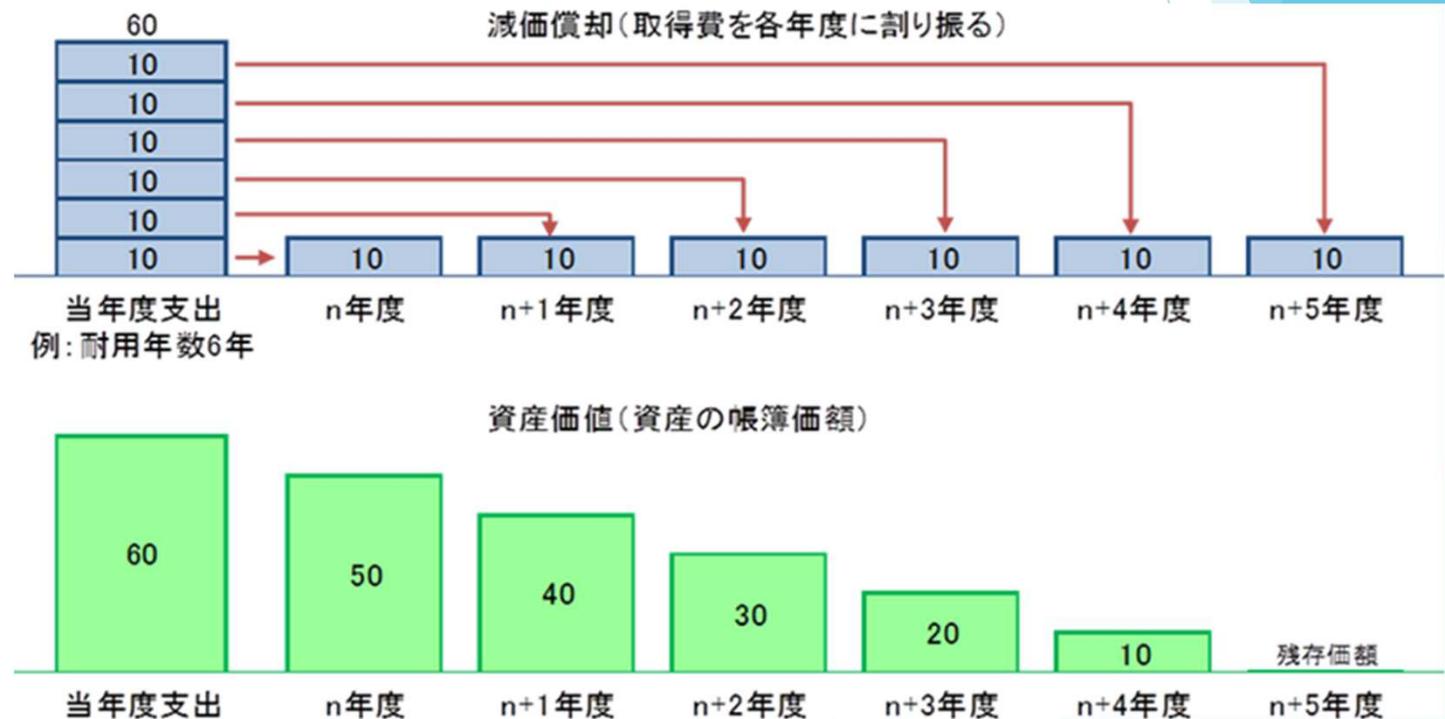
減価償却費と企業償還の相関について<参考>

◇減価償却処理

- ・有形固定資産.....定額法または定率法
- * 公営企業は一般的に定額法で対応
- ・無形固定資産.....定額法
- ・取替資産.....取替法

・主な耐用年数	建物	8年～50年
	構築物	50年
	機械及び装置	6年～35年
	車両運搬具	6年

◇減価償却 イメージ



◇減価償却の考え方

- ・将来の同じものを更新するための資金をプールする考え方

減価償却費と企業償還の相関について〈参考〉

◇イメージ 耐用年数50年の管渠

①工事費6,000万円の管路／耐用年数50年とする 年間で120万円の減価償却費が発生

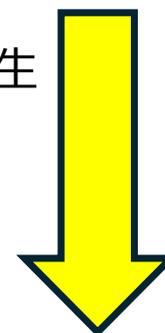
減価償却費

10年	20年	30年	40年	50年
-----	-----	-----	-----	-----

②3,000万円の起債／償還30年 年間で100万円の償還が発生

企業債償還

10年	20年	30年
-----	-----	-----



償還後の処理

10年	20年
-----	-----

企業債償還後の残り20年で 120万円 X 20年 = 2,400万円の減価償却費が発生する

2. 経営戦略とロードマップ

①補助金の重要性について

国の補助金（社会資本整備交付金）について

- ① 採択要件に合致していれば、事業費の半分（1/2）が交付される制度
- ② 補助金の最小額単位は100万円
- ③ 最大額は特に定めはないが、国の予算内の補助のため、要望額の全額が交付されない場合もある

【補助金の例】

耐用年数50年を超えてしまった下水道本管を延長1キロメートルにわたり更新（交換）した場合の工事費（事業費）1億円

（1）国から補助金がもらえる場合

$$\begin{array}{l} \text{補助金} \\ \text{工事費 1億円} = 5,000\text{万円} + 5,000\text{万円} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{市民の負担（使用料収入）} \\ \text{5,000万円} \end{array}$$

（2）国から補助金がもらえない場合

$$\begin{array}{l} \text{補助金} \\ \text{工事費 1億円} = 0\text{円} + 1\text{億円} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{市民の負担（使用料収入）} \\ \text{1億円} \end{array}$$

民間開発の緑台地区で令和5年度から初めて耐用年数50年を超える管渠が発生。

これにより、市全体での老朽化率0.4%となり、今後更新事業の必要性が高まっていく。

更新費用は多額の費用が掛かるため、補助金活用が必要になる。

②ロードマップ作成について

国交省通知

令和5年4月3日

社会資本整備総合交付金の交付要件にあたり、令和2年度までに公営企業会計に移行した下水道事業は、令和7年度に社会資本整備総合交付金の活用の場合、**令和6年度**までに

- ・ 下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・ 経費回収率向上に向けたロードマップを策定
- ・ 国交省へ提出するとともに、検証結果の公表

が義務付けられた。

社会資本整備総合交付金等の交付要件(経営関係)

(R5.4.3国土交通省下水道部下水道事業課通知の抜粋)

⑤公営企業会計の適用に係る要件

- ・ 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
 - ・ 人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
- ※将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

⑥使用料改定の必要性の検証に係る要件

- 公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、
- ・ 下水道使用料の改定の必要性に関する検証
 - ・ 経費回収率の向上に向けたロードマップを策定
 - ・ 国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表

(※令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体は、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降。)



戦略の見直しR7年度まで
(総務省通知:R4.1.25)

※参照される総務省通知
1.総務省通知:H27.1.27
2.総務省通知:H31.1.25

②－ 2 重点配分対象を活用の場合

国交省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」
令和2年7月22日より

令和7年度以降で施設更新を行う際は、以下いずれかに該当している場合、**社会資本整備総合交付金（国庫補助金）の重点配分の対象としないこととする。**

①ロードマップの作成 * 今後経営戦略で策定

②①を作成のうえで

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

本市公共下水道事業（令和4年度実績）

- ①供用開始 ⇒ 33年経過
- ②使用料単価 ⇒ 82.44円（150円には67.56円不足）
- ③経費回収率 ⇒ 54.96%（80%には25.04%不足）
- ④使用料改定 ⇒ 改定実績なし

経費回収率向上の取り組みを実施しない場合、国庫補助金がもらえなくなる。
今後も更新事業時には、社会資本整備総合交付金の重点配分の活用できないと、財源が不足するため、
本市にとって国庫補助金の確保は必須。

幸手市の経営戦略の策定状況

本市の経営戦略 策定状況

①令和2年度 経営戦略策定

※国交省より経営戦略に「経費回収率向上に向けたロードマップ」を盛り込むよう指示あり

②令和4年度 経費回収率向上に向けたロードマップ策定するため投資・財政計画の見直し

※総務省より令和7年度までに経営戦略の改定指示あり

③令和6年度 経費回収率向上に向けたロードマップ策定

④令和7年度 公共下水道事業の経営戦略改定予定

経費回収率向上に向けたロードマップの記載事項（令和4年度）

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる（経営比較分析表における経営指標の概要を参考）
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など**段階的な目標設定**を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②a関係）※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
（例：令和〇年度までに経費回収率を〇％に向上させるため令和〇年度に使用料改定を実施する）
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
（例：令和〇年度から継続して～を実施している）

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b関係）※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
（例：令和〇年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る）
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
（例：令和〇年度から継続して～を実施している）

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 1

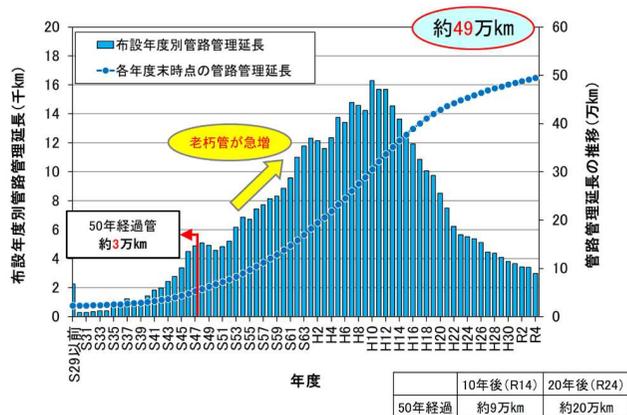
資産の更新状況 <参考>

緑台地区で令和5年度から**耐用年数50年を超える管渠が発生**。
 これにより、**市全体での管渠延長522m、老朽化率が0.4%**となり、今後**更新事業に必要性が高まっていく**。
 (令和4年度末は0m、**令和6年度には更に7,462m発生する**。)

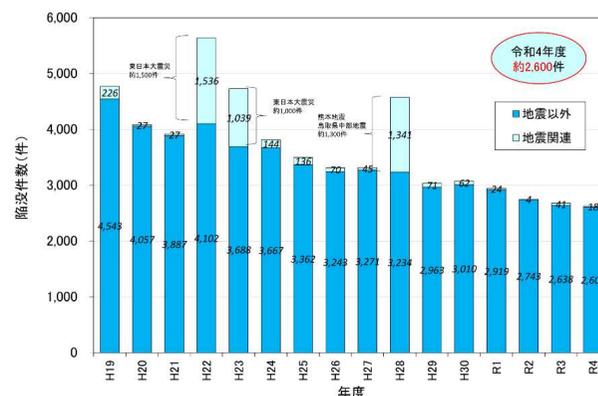
管渠老朽化率とは：管渠老朽化率は、管渠延長のうち法定耐用年数を超えた管渠の割合を表す指標で、管渠の老朽化度合いを示す。全国の下水道管渠の総延長は約49万kmで、そのうち標準耐用年数50年を経過した管渠の延長は約3万km（約7%）である。10年後には9万km（約19%）、20年後には20万km（約40%）と急速に増加するため、計画的な維持管理・改築事業の実施が重要である。

算式
$$: \text{法定耐用年数を経過した管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$$

■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



○ 管路施設に起因した道路陥没件数の推移



資料：国交省HPより引用

3. 流域下水道維持管理負担金の 単価改定について

流域下水道の単価改定について

令和7年度から適用する維持管理負担金単価の算定について

荒川左岸南部流域	荒川右岸流域	中川流域
<p>36円 → 44円(案) (+22.2%)</p> <p>さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市 (5市) 処理人口：198.9万人</p>	<p>32円 → 43円(案) (+34.4%)</p> <p>川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、 三芳町、川島町、吉見町(13市町) 処理人口：164.4万人</p>	<p>40円 → 49円(案) (+22.5%)</p> <p>さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、 八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、 白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町(15 市町) 処理人口：142.9万人</p>

(単価は1㎡当たり、税込み)

1 算定方法

- **算定期間（令和7年度～令和11年度）における収支が均衡**するよう、算定期間中に必要となる支出見込額を処理見込水量で除して算定しています。
- 支出見込額には**令和4年度以降のエネルギー価格の高騰、薬品費や人件費単価の上昇など現在の物価を反映**しています。
- 累積収支差額を活用する場合は、算定期間中における物価変動リスクに備え、一定額を留保し、なお残額がある場合に支出見込額から控除して、維持管理負担金単価を抑制することを検討します。

2 スケジュール



* 令和6年6月、埼玉県下水道局説明会資料、今後、変動する可能性があります。

埼玉県流域下水道維持管理負担金について〈参考〉

改定年度	単 価
昭和 6 3 年度	4 2 円
平成 5 年度	3 7 円
平成 1 0 年度	
平成 1 5 年度	
平成 2 0 年度	
平成 2 5 年度	3 2 円
平成 2 6 年度	
平成 2 7 年度	3 7 円
平成 2 9 年度	4 0 円
令和 2 年度	

名 称	現在単価	単価の動向	見直し年度	改定率
荒川左岸南部	3 6 円	36円 → 44円(案)	令和 7 年度予定	22.2%
荒川左岸北部	4 6 円	38円 → 46円	令和 6 年度	21.1%
荒川右岸	3 2 円	32円 → 43円(案)	令和 7 年度予定	34.4%
中川	4 0 円	40円 → 49円(案)	令和 7 年度予定	22.5%
古利根川	8 2 円	78円 → 82円	令和 4 年度	5.1%
荒川上流	9 9 円	99円 → 99円	令和 4 年度	0.0%
市野川	8 7 円	87円 → 87円	令和 3 年度	0.0%
利根川右岸	9 9 円	83円 → 99円	令和 6 年度 (令和 8 年度から105円)	19.3%

* 現在単価40円/m³に対し、R5幸手市現在の使用料（81.1円/m³）に対する、維持管理負担金の占める割合60.3%
今後、49円/m³に値上がりすると、維持管理負担金の占める割合73.9%

4. 県内団体の料金改定状況

① 下水道使用料一覧（詳細別紙配布）

	幸手市	さいたま市	川口市	春日部市	草加市	越谷市	三郷市	蓮田市	宮代町	杉戸町
下水道使用料（20mあたり）	1,595	2,459	1,998	2,376	1,947	2,574	2,214	1,980	1,883	1,870
現行使用料施行年月日	H03.04.01	H26.06.01	H30.07.01	H28.07.01	H29.04.01	R03.09.01	R02.04.01	H27.10.01	H19.04.01	H28.01.01
経費回収率（%）	54.96	105.77	92.44	88.39	86.29	110.30	78.47	75.35	67.04	86.70
	八潮市	吉川市	白岡市	伊奈町	松伏町	川越市	熊谷市	行田市	秩父市	所沢市
下水道使用料（20mあたり）	1,980	1,870	2,443	2,398	2,035	1,595	2,042	2,035	2,151	1,639
現行使用料施行年月日	H28.07.01	H10.04.01	R04.10.01	H30.04.01	H30.08.01	H24.11.01	R05.04.01	H21.04.01	R02.11.01	H30.04.01
経費回収率（%）	76.59	134.77	74.77	103.61	69.78	91.54	80.95	74.43	82.73	99.17
	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	蕨市
下水道使用料（20mあたり）	2,706	1,952	2,497	2,035	1,727	2,310	2,310	3,520	2,156	1,309
現行使用料施行年月日	H26.10.01	R01.10.01	R01.10.01	H09.06.01	H31.04.01	R05.01.01	H20.04.01	R02.12.01	H26.10.01	H12.04.01
経費回収率（%）	105.88	70.70	95.88	102.37	97.32	69.56	75.82	100.00	90.70	90.90
	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	富士見市
下水道使用料（20mあたり）	1,023	1,815	1,155	2,255	1,262	1,639	1,980	1,870	1,980	1,650
現行使用料施行年月日	H29.04.01	H19.06.01	S57.02.01	H18.07.01	H23.04.01	H21.07.01	R06.04.01	H25.04.01	H21.04.01	H17.10.01
経費回収率（%）	92.96	94.75	91.16	109.53	97.45	100.90	65.14	72.08	74.08	107.35
	日高市	ふじみ野市	三芳町	嵐山町	小川町	川島町	神川町	上里町	寄居町	坂戸・鶴ヶ島下水道組合
下水道使用料（20mあたり）	2,214	1,367	1,540	2,530	2,410	1,540	2,420	2,167	2,310	2,343
現行使用料施行年月日	H15.07.01	H21.04.01	H27.10.01	H06.04.01	H10.10.01	H01.04.01	H21.07.01	H21.06.12	H04.04.01	H29.06.01
経費回収率（%）	98.11	107.55	86.32	98.61	98.71	84.60	26.74	91.15	100.00	95.28
	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	県内平均	全国平均							
下水道使用料（20mあたり）	1,925	2,030	2,881							
現行使用料施行年月日	H01.04.01	-	-							
経費回収率（%）	62.62	88.01	97.60							

- ・ 県内の公営企業の公共下水道事業で作成（令和4年度決算情報より）
- ・ 現行使用料施行年月日の幸手市、嵐山町、神川町、寄居町、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合は、**供用開始から改定実績なし**
- ・ **八潮市は令和6年7月1日に改定**
- ・ 現行使用料施行年月日の赤字は**過去3年以内**に改定、青字は**過去5年以内**に改定
- ・ 過去5年以内に改定実施の団体は**11団体+1団体（八潮市）**で全体の**約2割**
- ・ 今後、維持管理負担金の改定があれば、他団体においても使用料改訂が見込まれます。

5. 今後の見通しを基にした 使用料改定案の説明

① - 1 下水道事業会計の決算状況

1) 貸借対照表

貸借対照表に関する分析（単位：千円、%）

	幸手市	蓮田市	杉戸町
固定資産①	13,403,445	13,006,432	12,281,746
流動資産②	341,480	569,962	150,372
固定負債③	3,335,116	4,385,378	2,980,182
流動負債④	367,551	600,151	460,516
長期前受金⑤	8,351,205	7,151,517	8,110,500
剰余金⑥	1,691,053	1,439,348	880,920
資産合計①+②・・・⑦	13,744,925	13,576,394	12,432,118

	幸手市	蓮田市	杉戸町	全国平均
純資産比率⑥/⑦	12.3%	10.6%	7.1%	23.7%
流動比率②/④	92.9%	95.0%	32.7%	73.5%

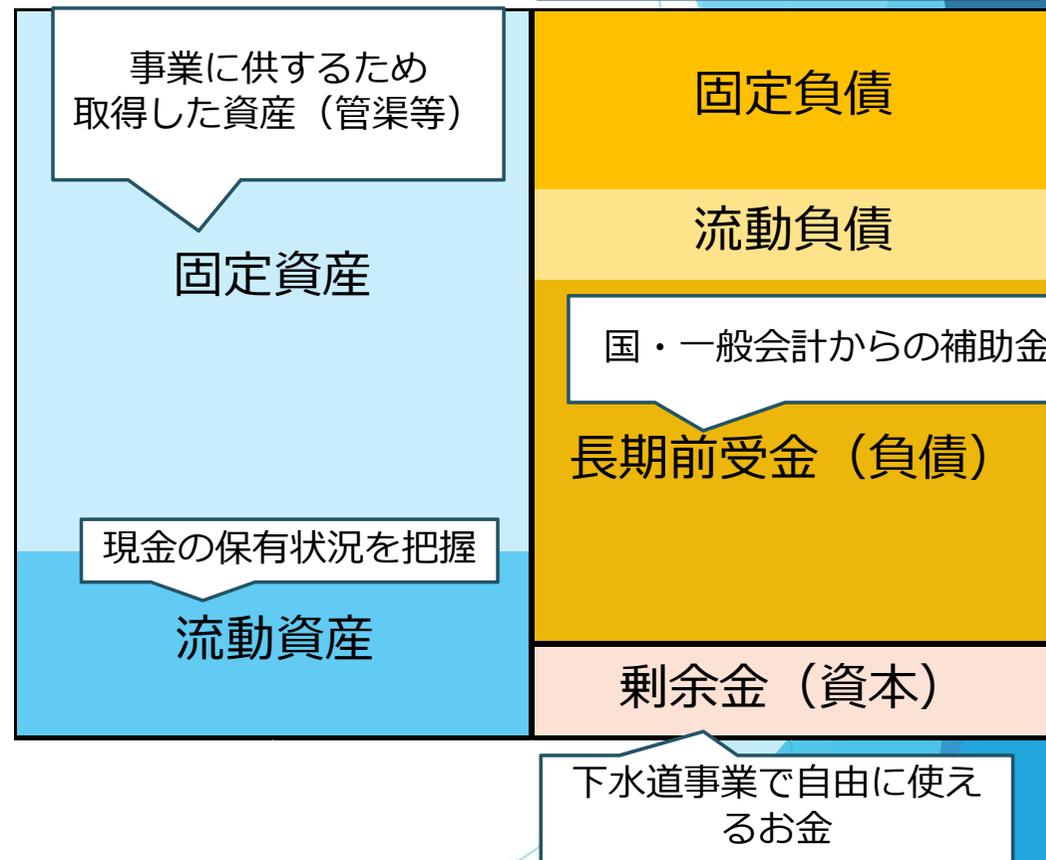
（幸手市R5決算書、他R4決算書にて分析）

公営企業の下水道事業は、長期間のサービス提供を前提としているため、資本は借入金により賄うことが一般的です。

しかし、幸手市含めた近隣の中川流域下水道加盟団体は、純資産（剰余金）が少なく、自己資本が僅少です。

貸借対照表

資産 = 負債 + 資本で形成



① - 2 下水道事業会計の決算状況

2) 損益計算書

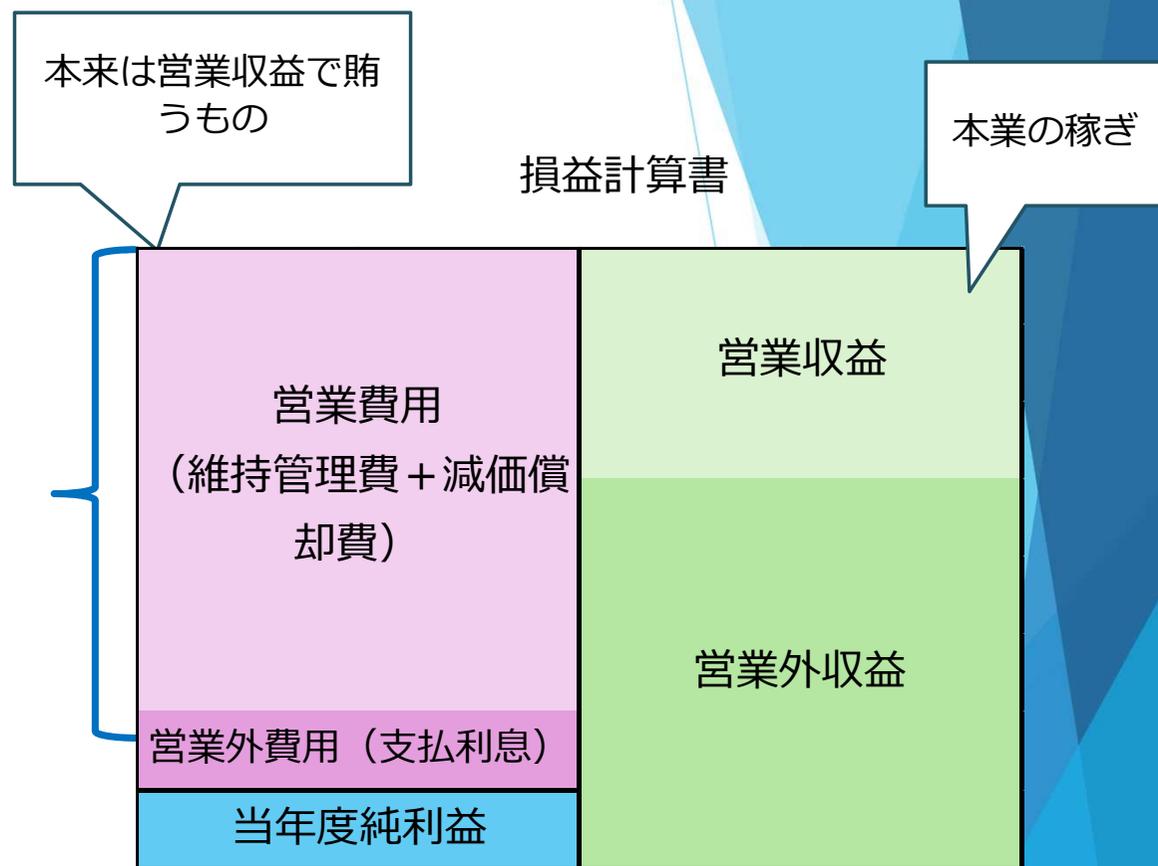
損益計算書に関する分析 (単位: 千円、%)

	幸手市	蓮田市	杉戸町
営業収益	162,040	526,097	293,671
営業外収益	524,518	380,060	595,313
営業費用	600,000	813,303	702,475
営業外費用	48,707	76,613	44,034
経常利益	37,851	16,241	142,475
特別損失	34	-	5
当年度純利益	37,817	16,241	142,470

	幸手市	蓮田市	杉戸町
営業収益①	162,040	526,097	293,671
営業外収益	524,518	380,060	595,313
営業費用 + 営業外費用②	648,707	889,916	746,509
① ÷ ②	25.0%	59.1%	39.3%

(幸手市R5決算書、他R4決算書にて分析)

幸手市含めた近隣の中川流域下水道加盟団体は、本業の稼ぎでは事業コストを賄いきれず、営業外収益で埋め合わせています。



① - 3 下水道事業会計の決算状況 (R5決算)

① 幸手市が本来収益で賄わなければならない費用
営業費用 (維持管理費+減価償却費等) 6億+支払利息等 4,871万円 = 6億4,871万円

② 幸手市 営業収益 1億6,204万円

① - ②



4億8,667万円 不足

③ 幸手市 営業外収益
他会計補助金+長期前受金戻入等 5億2,452万円

3,785万円の経常利益

営業費用を賄えない不足分は、一般会計からの繰入金で賄っている状況です。

②－ 1 今後の見通し（令和4年度投資・財政計画の見直し資料より）

（1）下水道施設の老朽化や地震などへの対応

幸手市の下水道事業は昭和60年度に事業着手しており、最も古い污水管は、間もなく標準的な耐用年数（施工後50年）を超える見込みです。

下水道施設の老朽化対策（改修・改築等）には、多額の費用が掛かることが予想されます。



幸手市公共下水道事業経営戦略によれば、

建設投資は今後も定期的に行い、

令和8年度から令和12年度にかけても約3.8億円から5.3億円掛かる見通しです

②－ 2 今後の見通し

(2) 資金不足への対応

改築更新に伴う投資を継続することは、減価償却費を増加させますが、下水道使用料が一定の場合、その増分について資金不足が発生します。

この資金不足を一般会計からの補助金で賄う場合、令和7年度以降は、令和10年度を除き、約1億円の国庫補助金が必要になると試算されています。（幸手市公共下水道事業経営戦略より）

このため、今後建設投資を行うにあたり、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定しなければ、**国からの補助金がもらえなくなります。**

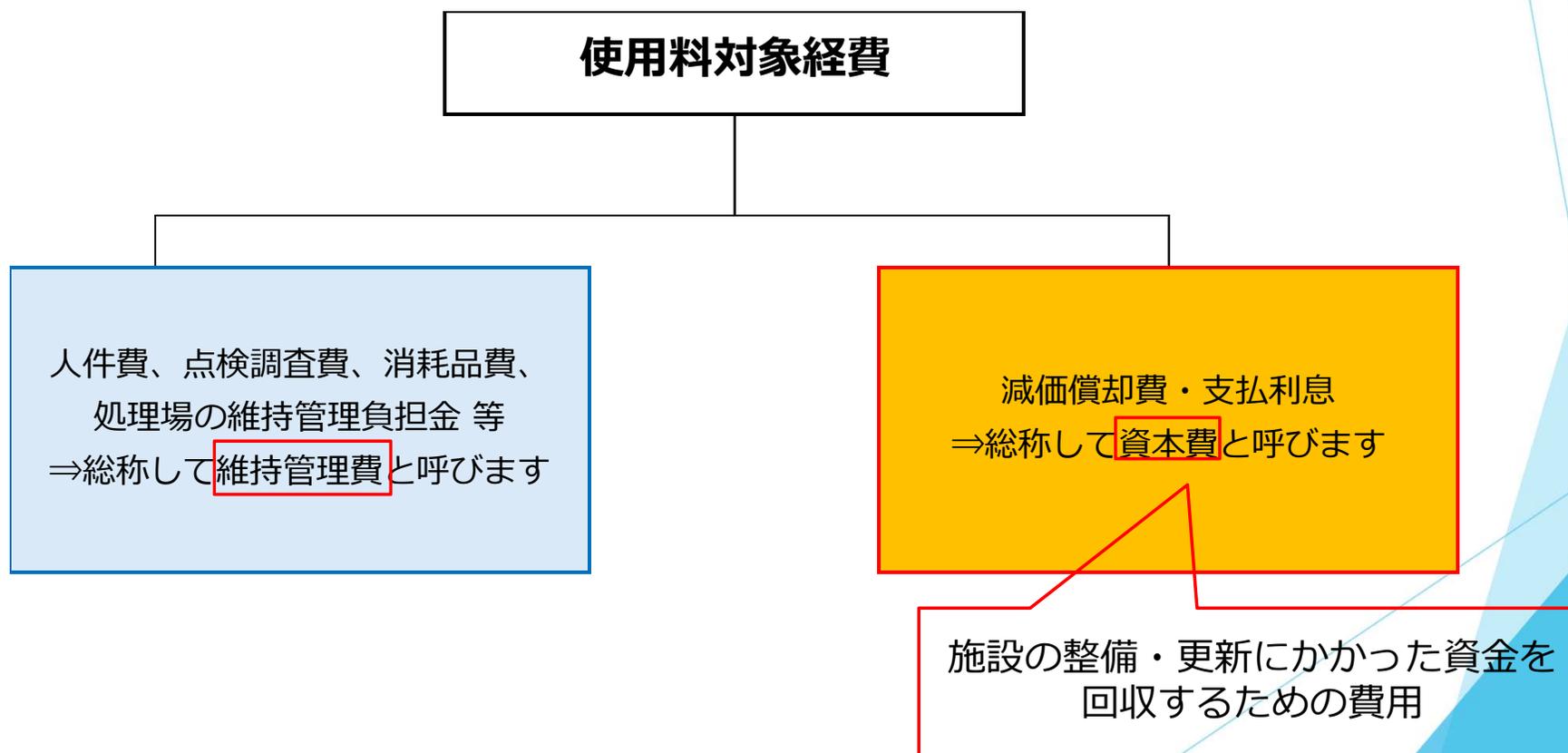
⇒P15に記載のとおり、補助金が活用できない場合は企業債や一般会計からの繰入金でまかなわなければなりません。

このため、場合によっては、事業進捗にも支障が生じる可能性があります。

③ – 1 使用料対象経費の算定

使用料対象経費の算定とは

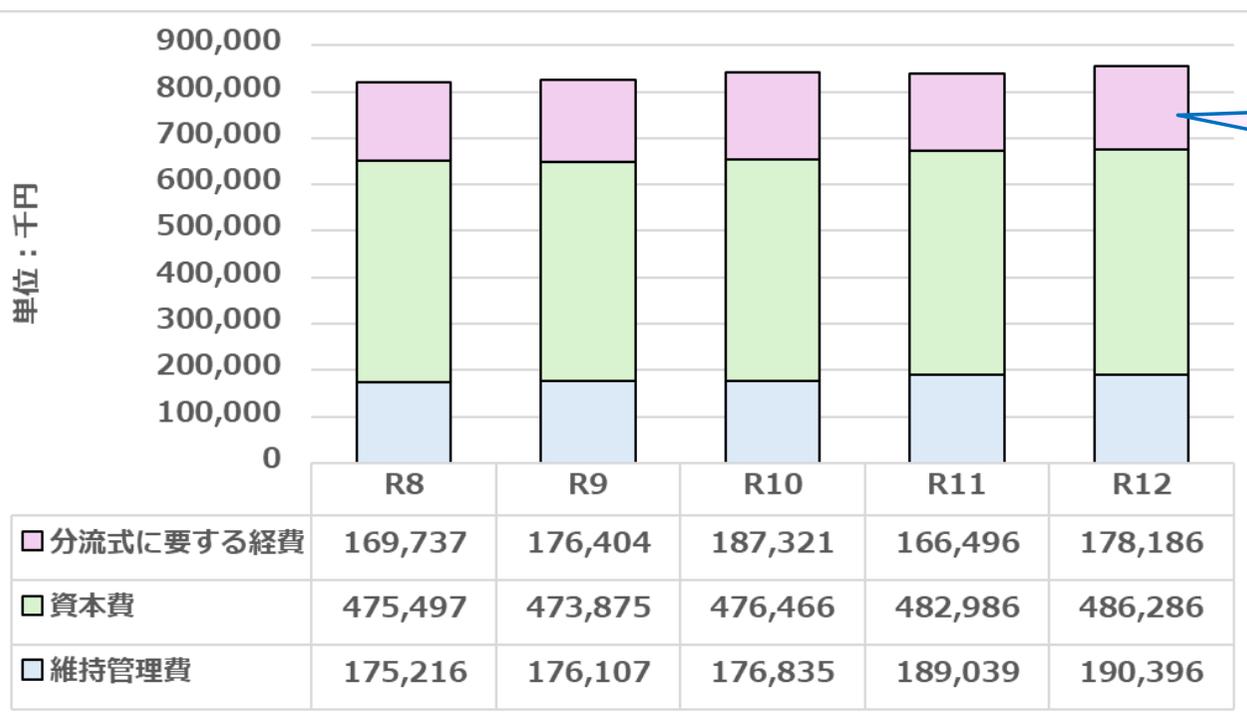
⇒汚水を処理するために使用者に負担していただく費用



③－ 2 使用料対象経費の算定（令和4年度投資・財政計画の見直し資料より）

使用料対象経費の算定結果

令和8年から令和12年にかけて下水道事業コストは年間6億6,000万円前後で推移する見込みです。



資本費のうち分流式に要する経費は公費にて負担

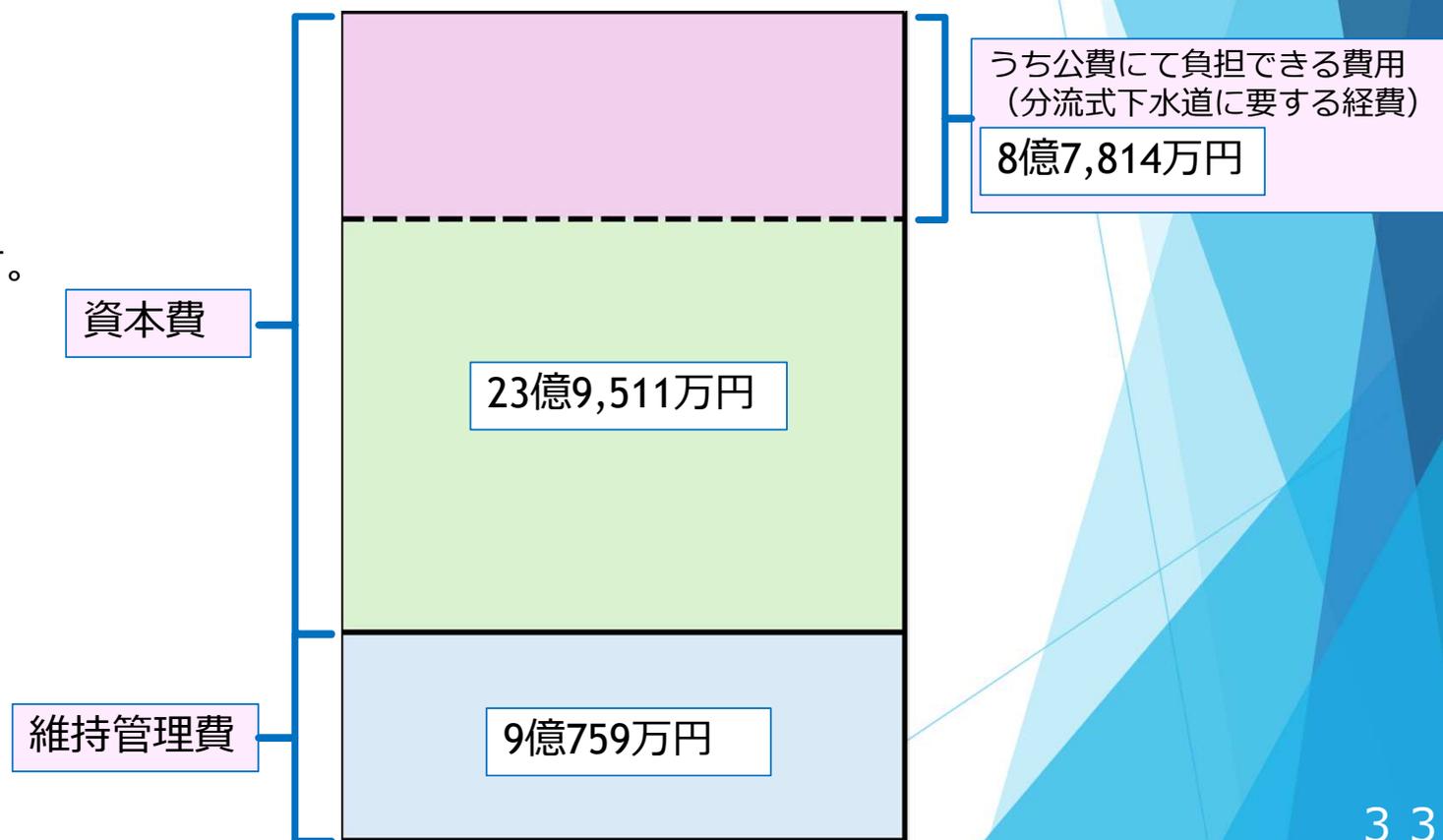
合計	878,144
	2,395,110
	907,593

③－ 3 使用料対象経費の算定

使用料対象経費の算定結果

令和8年から令和12年にかけて下水道事業コストは年間6億6,000万円前後で推移する見込みです。

- 全体で**33億270万円**です。
- このうち**24億2,456万円**は使用料でご負担いただく必要があります。
- 差額**8億7,814万円**は公費が負担します。



③ - 4 収入の予測

収入の予測

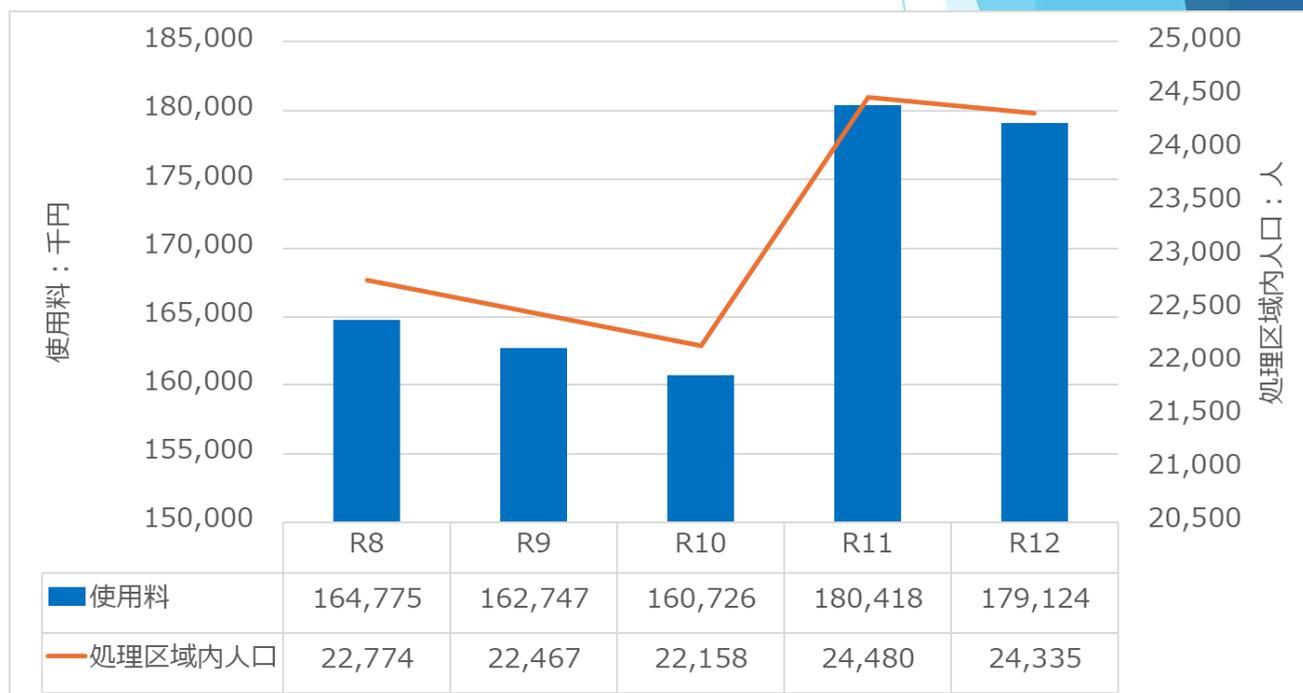
使用料収入は1億6,000万円台で推移しつつ、香日向地区への幹線管渠整備完了後は1度上昇しますが、全般的には、人口減少に起因する減少基調が続く見込みです。

■ 現行使用料を維持した場合

・ 令和8年度～令和12年度の収入合計額は8億4,779万円です。
(1年あたりの平均額は1億6,956万円)

・ 5年間で15億7,677万円不足します。

〔 対象経費 - 収入 = 不足額 〕
24億2,456万円 8億4,779万円 15億7,677万円



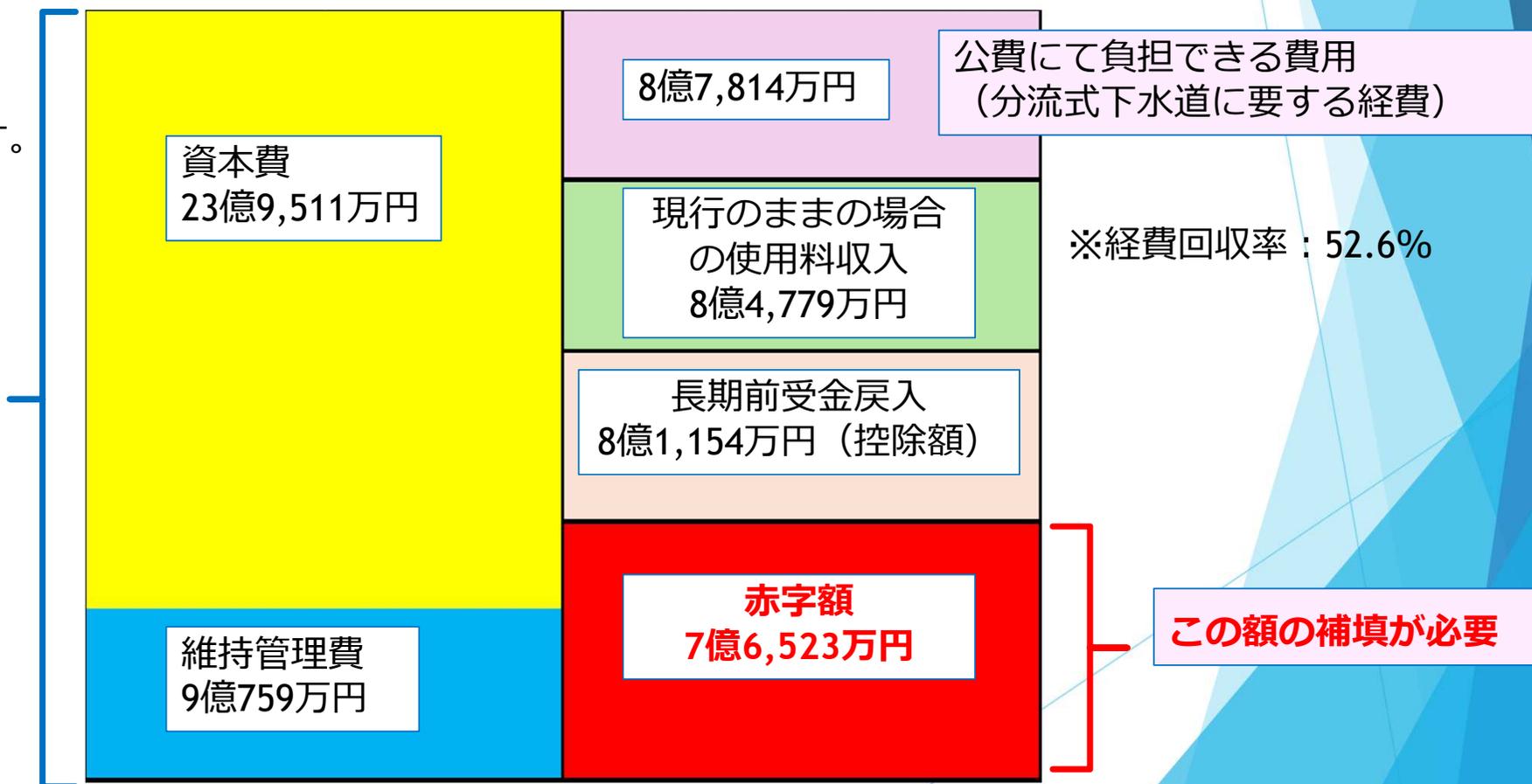
③ - 5 収入の予測

収支の予測(R8-R12総額)

支出合計

収入合計

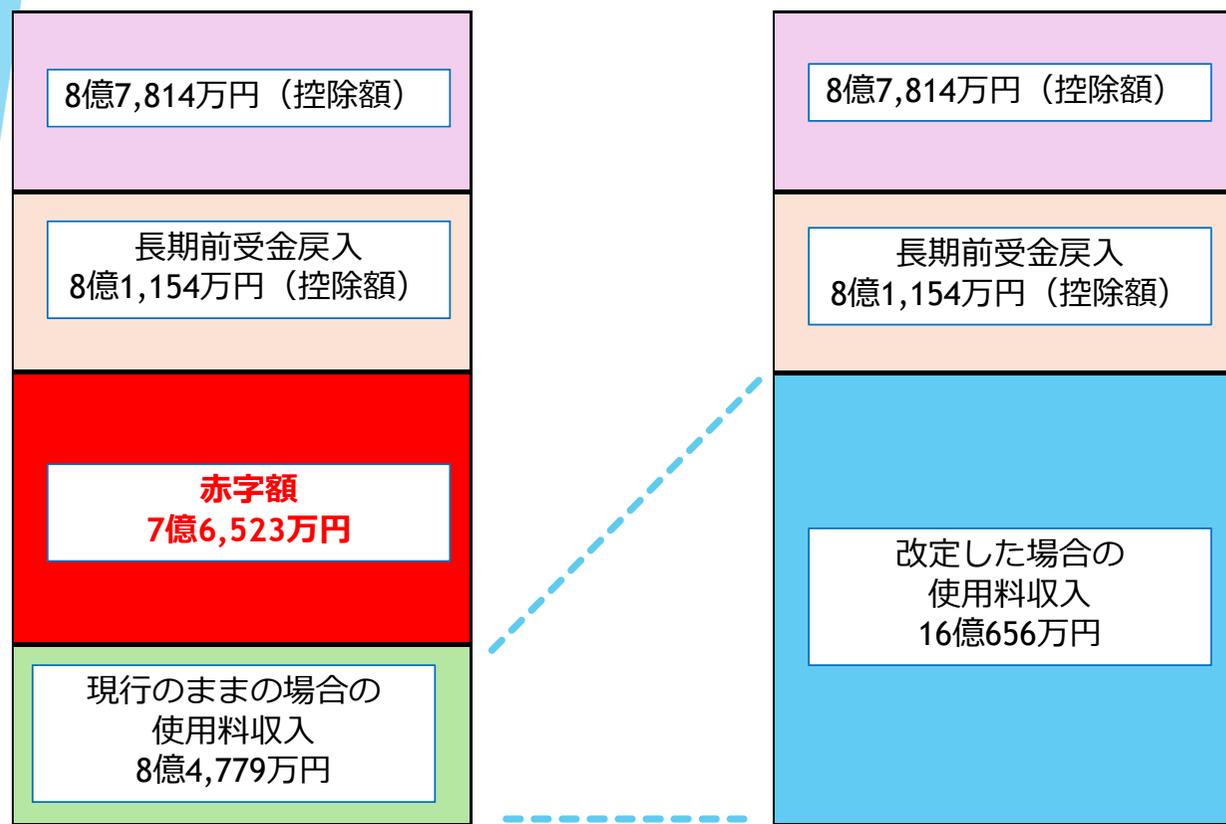
・全体で
33億270万円です。



③ - 6 収入の予測

目指すべき目標について

使用料対象経費を回収したうえで、将来の更新投資分を確保し、収支を均衡させる必要があります。



- ・ 1年あたりおよそ1億5,200万円 (5年間で約7億5,800万円) 増収見込みです。
- ・ 経費回収率52.6%→100.0% (47.4%増)

改定率が現行使用料から**約90.5%**

③ー 7 収入の予測

目指すべき目標について

パターン1 経費回収率 100%を目標

パターン2 経費回収率 90%を目標

パターン3 経費回収率 80%を目標

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	合計	経費回収率見込み	20㎡当たり単価(円)
現行使用料	164,775	162,747	160,726	180,418	179,124	847,791	52.6%	1,595
90.5%改定 パターン1	313,897	310,034	306,184	343,696	341,231	1,615,041	100%	3,038
71.5%改定 パターン2	282,590	279,112	275,646	309,417	307,198	1,453,961	90%	2,735
52.5%改定 パターン3	251,282	248,190	245,108	275,137	273,164	1,292,881	80%	2,432

経費回収率を80%以上目標とするには、現行使用料から50%以上の改定が必要

行政区別住民基本台帳・世帯人口調査表(人口) ※各年度4月1日の数値を使用

地区名	令和2年人口	令和3年人口	令和4年人口	令和5年人口	令和6年人口	増減人口
中1丁目	1,025	1,001	970	959	967	-58
中2丁目	502	502	489	478	467	-35
中3丁目	1,076	1,071	1,050	1,008	980	-96
中4丁目	1,292	1,281	1,247	1,231	1,237	-55
中5丁目(一部)	2,200	2,241	2,255	2,263	2,289	89
北1丁目	1,901	1,879	1,853	1,853	1,809	-92
北2丁目	699	684	662	644	640	-59
北3丁目	660	672	659	657	651	-9
南1丁目	694	682	696	695	699	5
南2丁目(一部)	1,607	1,577	1,588	1,594	1,600	-7
南3丁目(一部)	1,565	1,562	1,535	1,516	1,486	-79
大字幸手	796	815	801	775	759	-37
東1丁目	1,617	1,597	1,572	1,575	1,561	-56
東2丁目	1,671	1,660	1,626	1,638	1,625	-46
東3丁目	1,475	1,455	1,427	1,405	1,407	-68
東4丁目	769	749	742	719	710	-59
東5丁目	1,070	1,074	1,062	1,029	1,034	-36
緑台1丁目	2,178	2,145	2,124	2,086	2,048	-130
緑台2丁目	566	555	562	560	544	-22
西1丁目(一部)	629	612	594	577	565	-64
西2丁目	669	682	684	670	660	-9
大字内国府間	437	426	416	406	393	-44
大字中川崎	528	516	528	518	511	-17
大字下川崎	1,786	1,810	1,826	1,937	1,965	179
大字千塚	1,615	1,656	1,655	1,631	1,626	11
千塚団地	554	548	548	548	555	1
大字円藤内	932	948	957	975	1,001	69
大字松石	470	448	432	413	404	-66
大字高須賀	253	249	253	241	243	-10
大字外国府間	361	351	334	332	331	-30
大字上高野	2,099	2,161	2,243	2,382	2,474	375
上高野1丁目	1,003	973	958	935	908	-95
大字権現堂	448	428	418	418	404	-44
大字上吉羽	551	555	537	545	537	-14
大字神明内	598	586	577	584	558	-40
大字木立	368	372	360	359	343	-25
大字惣新田	1,186	1,150	1,123	1,100	1,065	-121
大字細野	37	37	37	36	35	-2
大字下宇和田	214	211	214	207	202	-12
大字上宇和田	180	176	171	164	158	-22
大字下吉羽	434	418	401	390	377	-57
大字西関宿	130	126	127	129	125	-5
大字花島	29	29	29	26	24	-5
大字中島	14	15	15	13	13	-1
大字横野地	187	189	186	182	177	-10
大字戸島	411	406	394	375	373	-38
戸島1丁目	44	41	40	38	33	-11
戸島2丁目	54	51	49	41	39	-15
戸島見立団地	185	189	188	189	185	0
大字吉野	215	207	206	204	198	-17
吉野1丁目	57	57	57	57	52	-5
大字天神島	397	392	413	418	435	38
天神島1丁目	43	41	41	41	42	-1
大字平須賀	236	224	219	216	213	-23
平須賀1丁目	162	155	152	149	148	-14
平須賀2丁目	357	349	335	320	307	-50
大字神扇	210	205	202	202	198	-12
大字平野	173	163	157	158	149	-24
大字中野	193	190	184	188	185	-8
大字長間	180	175	174	165	163	-17
栄1番	411	402	384	369	384	-27
栄2番	702	673	657	668	643	-59
栄3番	515	508	481	491	481	-34
栄4番	1,172	1,134	1,110	1,123	1,119	-53
栄5番	524	502	471	506	495	-29
栄6番	608	525	477	326	283	-325
栄7番	242	241	242	252	268	26
南団地	130	124	120	115	110	-20
幸手(東1区)	182	177	187	183	167	-15
幸手(東2区)	160	156	182	182	204	44
幸手(東3区)	325	335	337	333	342	17
幸手(東4区)	322	312	314	322	332	10
幸手(東5区)	468	460	462	475	459	-9
香日向1丁目	791	779	752	737	720	-71
香日向2丁目	1,146	1,108	1,091	1,076	1,060	-86
香日向3丁目	452	434	427	424	412	-40
香日向4丁目	598	564	552	547	532	-66
計	50,740	50,153	49,600	49,293	48,898	-1,842
公共下水道整備区域						-1,484
未整備区域						-358

行政区別住民基本台帳・世帯人口調査表(世帯) ※各年度4月1日の数値を使用

地区名	令和2年世帯	令和3年世帯	令和4年世帯	令和5年世帯	令和6年世帯	増減世帯
中1丁目	508	514	504	512	522	14
中2丁目	234	233	231	227	229	-5
中3丁目	501	507	510	496	493	-8
中4丁目	593	601	595	604	618	25
中5丁目(一部)	1,042	1,078	1,086	1,109	1,156	114
北1丁目	879	889	870	890	888	9
北2丁目	283	286	287	285	294	11
北3丁目	295	306	302	309	308	13
南1丁目	317	321	328	324	339	22
南2丁目(一部)	760	755	761	780	799	39
南3丁目(一部)	738	746	742	750	745	7
大字幸手	323	332	324	323	318	-5
東1丁目	779	783	786	796	796	17
東2丁目	762	769	760	778	779	17
東3丁目	644	647	647	648	671	27
東4丁目	338	339	343	342	343	5
東5丁目	474	491	492	486	503	29
緑台1丁目	999	994	995	1,002	1,015	16
緑台2丁目	250	249	248	255	250	0
西1丁目(一部)	293	295	292	290	284	-9
西2丁目	308	312	320	315	318	10
大字内国府間	176	175	176	175	172	-4
大字中川崎	208	210	214	213	216	8
大字下川崎	621	636	638	681	701	80
大字千塚	589	612	614	615	622	33
千塚団地	253	250	252	258	261	8
大字円藤内	325	334	341	352	368	43
大字松石	224	209	199	190	188	-36
大字高須賀	115	116	119	115	115	0
大字外国府間	156	157	145	144	148	-8
大字上高野	867	898	934	1,007	1,026	159
上高野1丁目	391	389	392	393	394	3
大字権現堂	196	191	193	202	197	1
大字上吉羽	224	229	227	234	233	9
大字神明内	248	247	250	256	243	-5
大字木立	144	150	147	153	146	2
大字惣新田	480	488	483	479	480	0
大字細野	14	14	14	14	15	1
大字下宇和田	90	92	92	91	91	1
大字上宇和田	70	71	71	69	67	-3
大字下吉羽	220	212	204	192	188	-32
大字西関宿	55	55	54	57	57	2
大字花島	10	10	10	10	10	0
大字中島	9	10	10	8	8	-1
大字横野地	76	77	79	76	74	-2
大字戸島	167	173	171	169	173	6
戸島1丁目	16	16	16	15	14	-2
戸島2丁目	23	22	21	20	19	-4
戸島見立団地	88	91	94	94	94	6
大字吉野	90	84	87	89	90	0
吉野1丁目	21	21	22	22	21	0
大字天神島	146	143	150	156	165	19
天神島1丁目	21	21	21	21	21	0
大字平須賀	84	84	85	83	81	-3
平須賀1丁目	58	58	56	55	59	1
平須賀2丁目	179	171	162	156	150	-29
大字神扇	86	85	86	89	89	3
大字平野	89	86	85	84	84	-5
大字中野	77	77	75	78	78	1
大字長間	69	67	68	68	70	1
栄1番	305	298	290	289	307	2
栄2番	377	366	362	379	374	-3
栄3番	291	300	291	298	302	11
栄4番	798	787	781	801	801	3
栄5番	365	354	334	355	364	-1
栄6番	315	283	264	184	165	-150
栄7番	73	73	74	81	88	15
南団地	71	69	68	64	62	-9
幸手(東1区)	101	106	118	118	112	11
幸手(東2区)	75	73	82	87	96	21
幸手(東3区)	143	146	149	151	153	10
幸手(東4区)	135	133	134	138	143	8
幸手(東5区)	197	199	203	216	211	14
香日向1丁目	344	336	335	334	332	-12
香日向2丁目	499	496	498	503	503	4
香日向3丁目	191	190	190	196	194	3
香日向4丁目	240	234	238	239	238	-2
計	22,815	22,921	22,891	23,137	23,341	526
公共下水道整備区域						207
未整備区域						319

凡例

下水道整備済区域
地区名(一部)未整備箇所を含む
令和2年4月1日から令和6年4月1日の人口減区域 -50以上
令和2年4月1日から令和6年4月1日の人口増区域 +50以上

凡例

下水道整備済区域
地区名(一部)未整備箇所を含む
人口減区域 -50以上の世帯数増減
人口増区域 +50以上の世帯数増減

県内団体下水道使用料一覧

番号	下水道使用料 (20mあたり)	現行使用料施行年月日	経費回収率 (%)
1	深谷市	R02.12.01	100.00
2	飯能市	H26.10.01	105.88
3	越谷市	R03.09.01	110.30
4	嵐山町	H06.04.01	98.61
5	本庄市	R01.10.01	95.88
6	さいたま市	H26.06.01	105.77
7	白岡市	R04.10.01	74.77
8	神川町	H21.07.01	26.74
9	小川町	H10.10.01	98.71
10	伊奈町	H30.04.01	103.61
11	春日部市	H28.07.01	88.39
12	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	H29.06.01	95.28
13	羽生市	R05.01.01	69.56
14	鴻巣市	H20.04.01	75.82
15	寄居町	H04.04.01	100.00
16	志木市	H18.07.01	109.53
17	三郷市	R02.04.01	78.47
18	日高市	H15.07.01	98.11
19	上里町	H21.06.12	91.15
20	上尾市	H26.10.01	90.70
21	秩父市	R02.11.01	82.73
22	熊谷市	R05.04.01	80.95
23	松伏町	H30.08.01	69.78
24	行田市	H21.04.01	74.43
25	東松山市	H09.06.01	102.37
26	川口市	H30.07.01	92.44
27	蓮田市	H27.10.01	75.35
28	八潮市	H28.07.01	76.59
29	桶川市	R06.04.01	65.14
30	北本市	H21.04.01	74.08
31	加須市	R01.10.01	70.70
32	草加市	H29.04.01	86.29
33	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	H01.04.01	62.62
34	宮代町	H19.04.01	67.04
35	杉戸町	H28.01.01	86.70
36	吉川市	H10.04.01	134.77
37	久喜市	H25.04.01	72.08
38	入間市	H19.06.01	94.75
39	狭山市	H31.04.01	97.32
40	富士見市	H17.10.01	107.35
41	所沢市	H30.04.01	99.17
42	新座市	H21.07.01	100.90
43	川越市	H24.11.01	91.54
44	幸手市	H03.04.01	54.96
45	二芳町	H27.10.01	86.32
46	川島町	H01.04.01	84.60
47	ふじみ野市	H21.04.01	107.55
48	蕨市	H12.04.01	90.90
49	和光市	H23.04.01	97.45
50	朝霞市	S57.02.01	91.16
51	戸田市	H29.04.01	92.96
	県内平均	-	88.01
	全国平均	-	97.60

中川流域加盟団体下水道使用料一覧

資料5

番号	下水道使用料 (20mあたり)	現行使用料施行年月日	経費回収率 (%)
1	越谷市	R03.09.01	110.30
2	さいたま市	H26.06.01	105.77
3	白岡市	R04.10.01	74.77
4	伊奈町	H30.04.01	103.61
5	春日部市	H28.07.01	88.39
6	三郷市	R02.04.01	78.47
7	松伏町	H30.08.01	69.78
8	川口市	H30.07.01	92.44
9	蓮田市	H27.10.01	75.35
10	八潮市	H28.07.01	76.59
11	草加市	H29.04.01	86.29
12	宮代町	H19.04.01	67.04
13	杉戸町	H28.01.01	86.70
14	吉川市	H10.04.01	134.77
15	幸手市	H03.04.01	54.96
	14団体平均 (幸手市以外)	-	89.31

第1回審議会会議録（案）

（第1回下水道事業審議会 会議録 参照）

幸手市下水道事業審議会に関する意見・質問票

何かお気づきの点やご意見・ご質問等ございましたら、お寄せください。

(資料番号及びページ番号、意見・質問内容について具体的にお書きください。)

資料名(番号)	項目	意見・質問内容

※ご意見・ご質問は、本紙を用いず自由形式の用紙提出でも結構です。

(送付先)

〒340-0141

幸手市大字平野923番地

電話 0480-47-3340

FAX 0480-48-0120

メール gesui@city.satte.lg.jp